

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、常に経営の本質をわきまえ、未来への挑戦を心がけ、事業を通じて社会に貢献することを経営理念として、事業を展開しています。

企業価値の向上を目指す上において、経営の透明性の維持、適時適切な情報開示の実施、諸施策に取り組むことがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と位置付けております。

当社は、監査等委員会制度を採用しております。事業に精通した取締役を中心として取締役会を構成することにより経営効率の維持・向上を図るとともに、監査等委員である取締役による監査・監督機能の充実を通じ、経営の健全性の維持・強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳)

当社は、機関投資家や海外投資家の株式保有比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、現時点では導入しておりません。今後の動向、株主構成を分析しながら検討を進めてまいります。

(補充原則1-2-5 信託銀行等名義での保有)

当社では、株主総会における議決権は、株主確定日時時点の株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとしており、実質株主が信託銀行等に代わって株主総会に出席し議決権の行使を行うことは原則として認めておりません。今後は、信託銀行と協議を重ね実質株主への出席に係る検討を進めてまいります。

(補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価)

取締役会全体の実効性について、各取締役からの自己評価をベースに、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の導入について検討することとしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社が保有する上場株式は、取引先、金融機関との長期的な関係の維持、強化を目的として保有しております。新規に政策保有するに際しては当社グループの企業価値の向上に資することを確認の上、これを実施しています。

また、取締役会では毎年保有株式について、継続保有の可否等を取引関係、その他の観点から検証しています。当該株式の議決権行使については、その議案の妥当性について、発行会社の状況等も考慮して、画一的な基準で判断するのではなく、当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点から判断して行います。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では関連当事者間との取引については、法令等の定め及び社内規程の定めにより、一定以上の取引額となる重要な取引については、取締役会での報告、承認等を行っています。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 当社の経営理念、経営戦略及び経営計画

当社の経営理念、経営戦略及び経営計画については、当社のホームページや有価証券報告書等にて公表しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1. 基本的な考え方」及び「2. 3. 「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」、「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」にて開示するほか、当社ホームページや有価証券報告書等にて公表しています。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社取締役の報酬に関する方針及び決定方法については、本報告書の「1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書にて開示しています。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社経営陣幹部の選任及び取締役(監査等委員を含む)候補の指名については、各役職に求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験・能力等を踏まえ総合的な評価により取締役会にて決定し、取締役(監査等委員を含む)の経歴は株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。

(補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲の概要)

当社は経営の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を設けております。また、監査等委員会設置会社への移行と同時に、迅速な経営の意思決定のため定款を変更し、取締役会から取締役へ一定事項を委任できるようにしました。今後、具体的に委任する事項を決めて取締役への委任を図り、取締役会ではこれらの実施状況をモニタリングしていきます。

当社取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、当社取締役会の判断により重要事項と位置付けるものについても取締役会規則に定め決議を行うこととしています。これら以外の業務執行の決定については、決議権限を明確にした社内規程をもって、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、平成27年6月25日開催の定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)を選任しております。社外取締役の取締役会における独立した中立的な立場での意見を踏まえた議論を可能にするとともに、経営の透明性の更なる向上と、株主の視点を踏まえた経営の議論の活性化を図っています。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、社外役員の独立性の基準を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。独立社外取締役候補者の選定に当たっては、基本的に会社法や東京証券取引所が定める基準を満たす候補者を選定しています。

(補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会は、取締役が7名、監査等委員である取締役が4名の11名で構成されており、監査等委員である取締役のうち社外取締役は3名であります。

取締役の選任基準につきましては、人格見識に優れ担当分野等での実績を有することを条件に、企業経営の一員として相応しい専門性の高い人物を取締役候補者としております。監査等委員である社外取締役は公認会計士、税理士としての知見及び異業種における業務執行、監督・監

査等の経験に基づく高い見識を有しております。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保しています。

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼務状況)

監査等委員である社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っています。社外取締役3名のうち1名が、他の上場企業1社の社外監査役を兼任していますが、当社取締役会への出席には支障はありません。業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任していません。

(補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針)

当社は、取締役及び監査等委員である取締役全員を対象に、上場会社の役員としてその役割及び責務を果たすため、必要な知識の習得ならびに経営管理の理解を深めることを目的として、年1回役員研修会を実施しております。

また、必要に応じて外部機関のセミナー等にも積極的に参加することとし、これらの費用については全て会社で負担しています。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための組織体制として、財務担当役員が統括管理を行い、当該役員、財務部、総務部、経営企画室のIR部門がその実務を担当しております。機関投資家に対しては、決算説明会を年1回本決算発表後に開催しており、随時ミーティングを実施しております。

個人投資家に対しては、個人株主向けIRフェア等に出展し、当社の業績・事業内容・経営方針等を分かりやすく説明するように努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大同生命保険株式会社	4,032,700	6.79
公益財団法人富本奨学会	2,695,000	4.53
株式会社三井住友銀行	2,618,516	4.40
株式会社みずほ銀行	2,617,188	4.40
日本生命保険相互会社	1,960,160	3.30
第一生命保険株式会社	1,930,000	3.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,769,900	2.98
明星工業取引先持株会	1,534,413	2.58
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,400,000	2.35
株式会社りそな銀行	1,380,000	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
上村 恭一	他の会社の出身者													
吉竹 英之	他の会社の出身者													
三品 幹男	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村 恭一	○	○	—	公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 会社経営に対する監督のための「独立性」確保、会社経営の「適法性」確保のための社外役員の導入という観点から、その要件を充たしており、当社との間には特別な利害関係はありません。 なお、同氏は上村恭一事務所の所長及び誠光監査法人の代表社員であります。当社と同事務所及び同監査法人との間には特別な関係はありません。 また、同氏は株式会社浅川組の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。 以上により、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定されている、一般株主と利益相反が生じる要因がないため、独立役員に指定しております。
吉竹 英之	○	○	—	税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 会社経営に対する監督のための「独立性」確保、会社経営の「適法性」確保のための社外役員の導入という観点から、その要件を充たしており、当社との間には特別な利害関係はありません。 なお、同氏は吉竹税理士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。 また、同氏は株式会社ハイレックスコーポレーションの社外監査役を兼務しておりますが、当

				社と当社との間には特別な関係はありません。以上により、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定されている、一般株主と利益相反が生じる要因がないため、独立役員に指定しております。
三品 幹男	○	○	——	長年の金融機関における豊富な経験に加え幅広い見識を有しております。会社経営に対する監督のための「独立性」確保、会社経営の「適法性」確保のための社外役員への導入という観点から、その要件を充たしており、当社との間には特別な利害関係はありません。以上により、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定されている、一般株主と利益相反が生じる要因がないため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行及び支援を行います。監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、代表取締役、内部監査室及び監査法人と定期的に意見交換を実施し、監査の実効性を確保します。また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

社外取締役は、取締役会及び重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度及び業績成果に応じた賞与を支給しております。平成21年6月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役に対しては当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、監査等委員会設置会社に移行前の監査役(社外監査役を除く)に対しては業務監査の一層の充実を図り、コーポレート・ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すことを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認と、取締役及び監査役の報酬額とは別枠で年額報酬枠(取締役50百万円、監査役5百万円)の決議をしております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新

平成21年8月10日付で、当社取締役6名に対し計160個、監査等委員会設置会社に移行前の監査役(社外監査役を除く)1名に対し10個、当社執行役員及び従業員23名に対し計135個のストックオプションを付与しております。平成22年8月10日付で、当社従業員23名に対し計115個のストックオプションを付与しております。平成27年12月14日付で、当社取締役(監査等委員を除く)7名に対し計1,850個、当社執行役員及び従業員34名に対し計1,520個、当社子会社取締役9名に対し1,050個の有償ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する年間報酬総額

取締役(監査等委員を除く) 180百万円

取締役(監査等委員) 20百万円(うち、社外取締役9百万円)

監査役 5百万円(うち、社外監査役2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準は、当該役員の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額としております。賞与については業績成果に基づき支給、退任時には退職慰労金を支給することとし、その支給額は内規に基づいて定めております。

また、取締役に対しては当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の向上に資することを目的として、監査等委員会設置会社に移行前の監査役(社外監査役を除く)に対しては業務監査の一層の充実を図り、コーポレート・ガバナンスを確立することにより、企業価値の向上を目指すことを目的として、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、取締役会及び重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

なお、社外取締役が独立した立場から経営的確かかつ有効に監視できる体制を構築するため、常勤監査等委員及び監査法人と連携し、必要の都度、状況確認、資料提供及び説明等を行う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 経営管理体制

当社の取締役会は、11名の取締役(内、監査等委員4名)で構成されており、原則として月1回定例で開催、必要に応じて臨時に開催し、法令及び定款に定められた事項、その他経営上の重要事項について報告・協議・決定するとともに、業務執行の状況の確認などを行っております。また、執行役員制度の採用により、業務執行責任を明確にし、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

(2) 監査役監査

監査等委員会は監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成されております。監査等委員会は原則として毎月1回開催することとしております。各監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況把握に努めるとともに、内部監査部門との連携及び会計監査人からの監査計画及び会計監査結果報告の検討等の活動を中心に、必要な意見の表明を行い、業務執行の監査・監督を行うこととしております。

(3) 内部監査

内部監査は、社長直轄組織である監査室(2名)が、年度監査計画を期初に策定、取締役会に報告し、各事業所の業務運営と会計処理が法令及び社内規定に基づき適正に行われているかについて監査を実施し、結果については関係する取締役及び対象事業所に報告しております。また、監査等委員会との協議により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

(4) 会計監査

当社は新日本有限責任監査法人と、会社法監査及び金融商品取引法監査について、監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当期において業務を執行した同監査法人の公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は下記のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 : 渡部健、山本秀男

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与しない措置をとっております。

・会計監査業務に係った補助者の構成

公認会計士 14名 その他 10名

(5) 外部専門家

当社は法的判断及びコンプライアンスに係る重要な事項については、弁護士、税理士等と顧問契約を締結するとともに、その他の外部専門家に相談し、慎重な検討を行い、適切な処理に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度を導入しており、経営責任と業務執行責任を分離し、経営としての意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る体制を構築しておりますが、「監査等委員会設置会社」は、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実、向上を図ることができるため、現在の体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り一日でも早く発送できるよう努めております。
その他	事業報告においてナレーターを採用し、プロジェクターを用いて、ビジュアル化を実施しております。招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会を、本決算(3月)発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信(和・英両文)、有価証券報告書、年次報告書、アニュアルレポート、決算説明会資料(和・英両文)、株主総会招集通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	アナリスト・機関投資家 : 財務部、個人投資家 : 総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動指針」に基づき、法令を遵守するとともに、事業活動を通じて地域社会における幅広いステークホルダーとの良好な関係の構築に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス規程」に基づき、インサイダー取引の防止に努めているほか、ステークホルダーに対し、企業情報を適時、的確に開示するよう努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、当社及び当社グループの取締役及び使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための「企業行動指針」を制定し、「コンプライアンス規程」に基づき社内体制を整備します。
- (2) コンプライアンス体制の確立を図り、公正公平な職務の推進を確保するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反その他コンプライアンス上の課題の検討及び対応を行います。
また、コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性を確保するため監査等委員である取締役が独立した立場で出席します。
- (3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報取扱規程」に基づきその運用を行います。
- (4) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しません。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたります。
- (6) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室が、内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努めます。
- (7) 監査等委員会は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求めることができます。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存年限一覧表に定める期間中、適切かつ確実に検索可能な状態で保存し、管理します。また、取締役及び監査等委員である取締役が求めたときは、常時、当該情報入手し、閲覧することができる体制を構築します。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務を執行する取締役は、各業務執行部門で発生する損失の危険(以下、「リスク」といいます。)に関する「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化します。また、必要に応じて各リスク委員会を設置し、問題点の把握と改善措置を実施します。
- (2) 緊急かつ全社的に対処する必要がある場合には、社長若しくは社長が指名する取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行います。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、全社の目標である中期経営計画及び年度事業計画を策定し、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて最適な組織編成を行います。
- (2) 取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告を行います。各統括部門を担当する取締役は、年度事業計画の進捗状況の報告及び具体的な施策、効率的な業務遂行体制を構築します。
- (3) 取締役会の意思決定と業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行します。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社全体の内部統制を担当する取締役を指名し、担当取締役はグループ各社と連携してグループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施します。
- (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への裁決・報告制度による関係会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。
担当取締役は、一定の基準を満たす重要事項を取締役会付議事項とします。
- (3) 監査等委員会は内部監査室と連携し、グループ会社に対する内部統制体制に関する監査を実施します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会から要望があれば、その職務を補助すべき当社の使用人を配置して、随時監査業務の遂行及び支援を行います。
- (2) 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、独立性の確保のためにその指示に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けません。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会は、監査等委員会が定める監査計画に従い、取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人から重要事項の報告を求めることができます。
- (2) 取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び当社グループ各社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査等委員会に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実を知ったときは監査等委員会に遅滞なく報告します。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、「内部通報取扱規程」に定める通報を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。
- (2) 総務担当役員は、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員会に報告します。
- (3) 内部通報窓口への通報内容が監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は、速やかに監査等委員会に通知します。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに処理を行います。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役、内部監査室及び監査法人と定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保します。
また、監査等委員会は必要に応じて外部アドバイザーに相談、助言を受けることができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業行動指針」において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しないことを基本的な考え方としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 所轄警察署管内の企業防衛協議会に加盟し、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除するため、反社会的勢力に関する情報の収集並びに反社会的勢力からの不当要求等への適切な対応の指導を仰いでおります。
- (2) 反社会的勢力から接触があった場合の対応マニュアルを整備し、社内各事業所に周知しております。
- (3) 弁護士や社外有識者との連携により、企業活動における公正性、倫理性の確保について指導を受けながら、その徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社株式の大量取得行為に関する対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下、「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下、「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し、当社取締役会が策定する事業計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めています。

当社株式の大量取得行為に関する対応策の詳細につきましては、平成27年5月8日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」をご参照下さい。(http://www.meisei-kogyo.co.jp/file/dl/20150508_8736.pdf)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

1. 基本姿勢

当社は、金融商品取引法、その他関連法令及び証券取引所の諸規定に則り、投資者に適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、社内体制の充実に努めております。

2. 組織体制

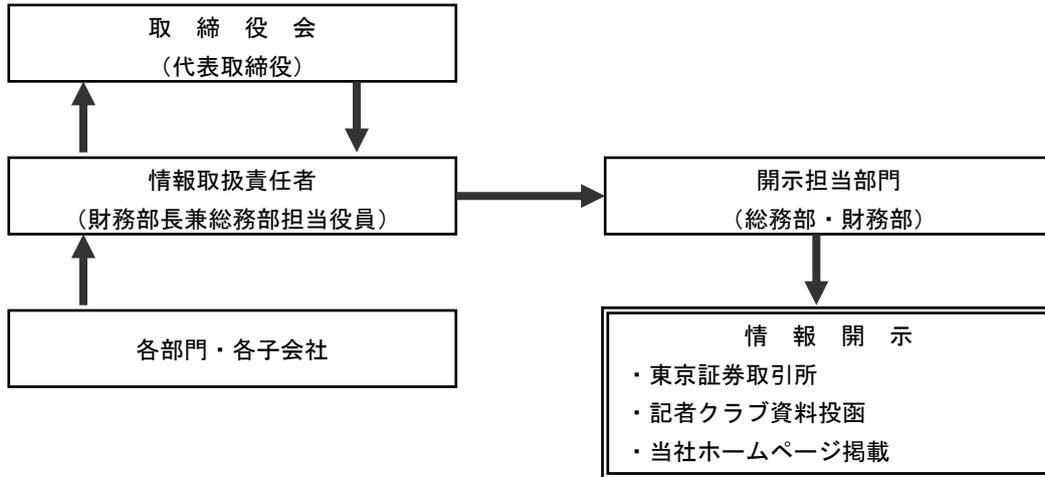
開示を必要とする決算関連情報は、取締役会の承認を得て確定し、情報取扱責任者(財務部長兼総務部担当役員)、開示担当部門(総務部及び財務部)において迅速かつ適切な情報開示を実施しております。

その他の重要な会社情報については、情報取扱責任者、開示担当部門において、取締役会における報告・決議事項、その他の各種会社(子会社を含む)情報を適時開示規則等と照らして検討、適時開示をする情報を決定し、情報開示を実施しております。

なお、開示資料につきましては、必要に応じて監査等委員、会計監査人等の外部機関より指導、助言を受けております。

また、会社情報につきましては、「内部情報管理規程」に基づき管理を徹底しております。

(適時開示に係る組織体制図)



(コーポレート・ガバナンス体制図)

